

若きロックの思想形成

について

——「自然法論」を中心にして——

社会学研究科

中 村 恒 矩

近代自然法思想を代表する一人として、ロック (Locke, John 1632~1704) をあげることに何人も異存はないであろう。たしかに彼の代表的著作の一つたる「統治論」⁽¹⁾における政治権力論が自然法思想によつて十全に支えられているのを初めとして、彼の政治哲学を除く全思想も基本的には自然法思想にその基礎を⁽²⁾すえている。

このことはあるいはブルジョアの啓蒙思想家たるロックにとつて当然のことかもしれない。なぜなら封建的あるいは絶対主義的束縛をたち切つて、ブルジョア社会・ブルジョアの秩序を創造せんとした思想家の多くが、近代自然法思想を様々な形においてではあるが、自己の思想体系の内に繰り入れているからである。⁽³⁾しかしながら、ロックの思想あるいは当時生誕しつゝあつたブルジョアのイギリス社会の真の意味を、さらに云うならば総じてヨーロッパ近代の真の意味を⁽⁴⁾明らかにせんとするならば、この問題は単に思想の一般的傾向や系譜の問題にのみ解消されてはならない。このロックの自然法思想解明の一つの道筋は、ロックにおける自然法思想の形成と発展を問ふことの内に含まれて⁽⁵⁾いる。

さてロックの円熟期の著作には彼のこの思想的基礎について述べたまとまつた著作は一つとしてない。⁽⁶⁾ところが彼の青年期には、彼の生存中未発表ではあつたが「自然法論」⁽⁷⁾と題された著作がある。そこでこの「自然法論」を検討することによつて彼の自然法思想を含めた初期思想⁽⁸⁾の形成状況を探り、自然法思想がいかにしてロックの思想の基盤たり得、又それが彼の思想、就中初期においていかに機能したかの一端を明らかにせんとするのが本稿の目的である。さらに付け加えることを許されるならば、このような作業を通して、従来彼の円熟期の作品をもつて主として考えられてきたロックの思想を、若きロックの

思想形成の過程から展望し、ロツクの思想の意味を再考してみたいとも思っているのである。⁽⁹⁾

註 (1) Two Treatises of Government; in the former, the false principle and foundations of Sir R. Filmer, and his followers, are detected and overthrown. The latter is an essay concerning the true original, extent, and end of civil-government. Lond., 1690

(2) 例えばガフは「自然法」が「ロツクの政治哲学の礎石 (foundation-stone) であつた」として、彼の「ロツクの政治哲学」研究の一章をロツクの自然法思想検討に当てゝいる。(Cf. Gough, G. W.; John Locke's Political Philosophy, Eight Studies, Oxf., 1950. I. The Law of Nature)

しかし自然法思想が単にロツクの政治哲学の礎石たるに止まらず、彼の全思想の基礎をなすものであることは、本稿の論旨の進展に伴つて理解されるであろう。極く概括的に述べれば、一方において自然法思想は彼の神学的世界観＝形而上学を含み、従つてこの存在論基礎を内包するという意味で、又他方自然法の論議から認識論・道德哲学・政治哲学その他の諸問題が分岐し、彼の思想の内て発展するという意味、これらのことからそう考えられるのである。

(3) 近代的自然法は一方において近代的自然哲学＝自然科学の成果を自己の体系に吸収すると共に、他方ブルジョアの勢力の増大に伴つてブルジョア的政治理論を創造し、それによつて神ではなくして人間の自然権・民衆主権論・社会契約論を主張した。かくして近代的自然法は最早、単なる法思想・神学思想ではなくなり、政治＝社会理論としてブルジョアの變革に際しての有力な思想的武器の一つになつたのである。

しかしながら、個々の思想家のそれぞれの思想構造において占める自然法思想の地位は当然異なり、従つてそれぞれの思想における自然法の果たした機能も違ふのである。

参照 ダントレーブ「自然法」久保正幡訳 岩波書店、才三章 自然権の理論。ロンメン「自然法の歴史と理論」阿南成一訳 有斐閣、才四章 個人主義時代の自然法。井上茂「近世イギリス自然法思想－法思想における自然の概念－」・矢崎光圀「近世ドイツの自然法思想」・恒藤武二「近世フランス法思想」(以上三論文は孰れも「法哲学講座」才三巻法思想の歴史的展開 II 有斐閣所収) Cf. Gough, G. W.; Social Contract, a critical study of its development Oxf. 2nd ed. 1957 v I ~ x I. Troeltsch, E.; Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen. Gesammelte Schriften Bd. I. Tübingen 1912, III. Kap.)

- (4) こゝで真の意味と書いたのは、特にヨーロッパ近代を理想化し、それをクイテリオンとして他の国々の近代化を云々する近代主義的偏向を念頭においてのことである。ルネッサンスのヒューマニスト達の三分法をもつて今だに近代を論ずることは、それによつてとりもなおさず近代の現代的意味を見落すことになる。(参照 上原専祿「世界史像の新形成」創文社、および同教授「民族の歴史的自覚」創文社)
- しかしこの問題を方法的に具体化することは極めて困難な仕事であり、長い努力と忍耐・協力のみがこれを解決するのかもしれない。
- (5) 問題はむしろこの「形成と発展を問う」問い方にあるようである。これは社会思想史の方法の問題につながるわけであるが、こゝではその形成と発展とを社会の提起する課題との相互関連において促えるという極めて抽象的な(これでは方法とはいふに難いが、筆者の不勉強はこれ以上云うことを許さないのである)補足をするに止めておく。
- (6) しかも註(7)に記す「自然法論」は1954年に始めて刊行されたのであるから、それ迄はロックの自然法思想は主として註(1)に挙げた「統治論」をもつて研究されていた。
- (7) Locke, John; *Essays on the Law of Nature*. Ed by W. von Leyden, Oxf., 1954. The Latin text with a translation, introduction, and notes, together with transcripts of Locke's short hand in his *Journal* for 1676. なお「自然法論」という標題は編者ライデンの付したものである。
- (8) 初期ロックといった場合、具体的に何時までを指すのか、又その妥当性は?といった疑問は当然であるが、これを正しく解くためにはロックの思想の全体を把握せねばならないが、こゝではとにかく初期の限界を1664~5年におく。というのは伝記上の時期区分は一義的に決定しかねる問題ではあるが、本稿において述べるように、神學的にはむしろ人間を神の恣意の下におき、政治的には絶対主義的権力を支配者に与えるロックの思想が、寛容の問題を軸にして急速に変化し始めるのが略々60年代の中頃であるがためである。因みにブーンおよびエアロンは1667年、クランスツンは65年を一つの区切りにしている。(Cf. Bourne, H. R. F.; *The Life of John Locke*, 2 vols. Lond. 1876 vol. 1 Aaron, R. I.: *John Locke*, Oxf. 2nd ed. 1955, Cranston, John *Locke a biography* Lond. 1957)
- なお本稿においていうロックの円熟期とは、これ又仮にエアロンに従つて1689年以降をさす。
- (9) 上述の如く、「自然法論」は1954年に至つて初めて刊行されたわけで、

従つてこの「自然法論」を含ましめてロック思想を論じた論文および論文
集は私の知り得た主要なものは下記の如くである。

浜林正夫「ジョン・ロックの自然法論」 小樽商大「商學討究」才6巻才1号

田中正司「ジョン・ロックの自然法思想について」 横浜市立大學紀要才67号

Gough, J. W. ; ohn Locke's Political Philosophy

Yolton, J. W. : John Locke and the Way of Ideas Oxf. 1956

Cranston, M. ; John Locke a biography Lond. 1957

なおエアロンの前掲の伝記（註(8)参照）には、著作の一つとして「自然法
論」をあげてはいるが、論文中では簡単な註があるのみである。（cf. Aa-
ron, op. cit. p. 272. n. 2）

(1)

さて、この「自然法論」は1659年頃から1664年に至る期間に執筆されたもの
であるが、展開されている議論の内容からみて、二つに分けられると考えられ
る。即ち才一論文から才五論文までと、才六論文以下とに分けられ、前者は主
として自然法の認識の問題を扱い、後者は主に自然法の人間に対する拘束力（
obligatio）に関する論証を行う。⁽²⁾そこで、本稿もこれに従つて二つに問題を分
けて一勿論これら二つをつなぐものは何かという問題が出てくるわけであるが、
これについては後述する一ロックの思想を追つていこう。⁽³⁾

まず才一の部分についてであるが、この主題は自然法が「自然の光」（lu-
men naturae）によつて認識され得ること、即ち「人間が本来与えられている
諸能力を正しく使用すれば、他の助けをかりずに自分自身だけで」自然法の存
在および命令を認識し得るという事である。さらに、ロックは「自然の光」を
定義して「理性と感覚をおいて他にない」と云つているので、彼がこゝで主張
したいことは感覚経験と理性によつて自然法認識が可能であるということであ
る。⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾

それではロックはどのようにしてこの主張を論証しているのであろうか。

ロックは才一論文で「初歩的に」（ライデン）に自然法の存在を示した後、
人間が認識を得る方法には三種あるとして、「生得」（inscriptio）「伝承」（
traditio）「感覚」（sensus）をあげる。そして才二論文では主として「伝承」
的認識が論じられ、これは根元の認識でないとして斥けられ、才三論文では認
識の「生得」性がともかく拒否せられる。かくして「伝承」的認識、認識の「
⁽⁹⁾

生得」性が否定せられれば、残るのは「感覚」に基づく認識のみとなり、才四論文において初めて自然法認識に関するポジティブな論証がなされる。

ロックはそこで感覚と理性の相互依存の関連を指摘しつつも、感覚の認識における基礎性を強調した後、あらゆる法認識にとって必要にして十分な条件として、立法者の存在およびその意志の明らかなることの二つをあげる。⁽¹⁰⁾

そしてこれらの二条件は、感覚が提示し理性が構成することで十分充たされ得るとロックは考える。即ち自然界には人間の知覚し得る対象が存在し、それらの物体 (corpora) とその作用 (affectiones) は何等かの方法で運動に還元され、人間の感覚に提示される。この感覚経験によつて、我々はこの可視的世界が驚くべき巧みさと規則性をもつて構成されていて、人類もその一部であることを学ぶのである。さてこのような自然の秩序・運動・配列から、理性は特に「これらすべてのものの強力で賢明な創造者が存在する」ことを所謂「デザインに基づく論証」(argument from design) および「人間学的論証」(anthropological argument) を援用しながら推論し、法制定者たる神の存在を明らかにする。さらにこの神が無目的でこの世界を創造したとは神の全知・全能性よりして考えられず、「神が何事かを人間に為すようにとの意志を表明していること」⁽¹¹⁾は明らかであるとし、これをもつて先にあげた才二条件も充たされたとするのである。⁽¹²⁾

ではこのような自然法認識に関して展開されたロックの論証は如何なる問題を我々に投げかけるであろうか。

(a) 感覚経験を基礎として認識の問題を考える立場は、確かに後年イギリス経験論哲学の代表的学者となるロックの基本的立脚点を示している。特にその感覚の合理性、換言すれば感覚が誤らず外界の諸性質を我々に学ばしめると考えていることは、イギリス経験論の基本的特質を明瞭に示している。⁽¹³⁾ しかも単にイギリス経験論の基本的視座に位置していたというだけではなく、認識の問題を人間各個人の具有している諸能力から説明せんとし、認識主体としての人間個人を登場させたことは、近代哲学的問題提起として注目し得る。しかしこのような特質を備えているにも拘らず、ロックのこの論証は近代的認識論の観点からすれば多くの脆弱さを包んでいる。

即ち総じて神＝創造主の被造物たる人間に与えた道德律である自然法が果して人間の認識の対象たり得るかどうかという問題は問わないとしても、ロックの「自然法論」で述べる感覚経験とは目で見ただけのことを主とするいわば常識的な意味しか持つておらず、従つて「人間悟性論」において展開された観念につい

ての精密な理論はもとより観念の起源として、外感とならんで挙げられた内感＝反省の問題は充分に意識されていない。換言すれば人間個人の意識の内側からの外界再構成を意図しながら、外界と認識主体たる人間の関連を人間の認識過程の面から十分追求していないのである。このように感覚の提供する素材および哲学的思索が脆弱であることから、勢いこの弱さは理性による再構成の過程において補われる。ここでロックのいう理性というのは推理力とか、論証能力という意味であるが、未だ近代的・自律的基盤を十分に吸収していない理性がこの様な役割を果たす為には一つにはそれに代わって理性の展開する論証を支えるに足る形而上学＝存在論的基礎が当然考えられるが、これについては後述する。

また「悟性論」における経験論的認識論の立場は、生得性原理の対立物として、それとの対決を通じて自己主張していくわけであるが、先に述べた「自然法論」における経験論の立場の脆弱さは、この理論的対立物たる生得性原理の否定を弱める結果となつている。特にその初めの部分においては、ロックが自然法を生得的なものとしなしている⁽¹⁴⁾と理解せられる箇所が数箇所ある。

以上の如く、「自然法論」のなかで展開されている自然法認識論は、近代哲学としてのイギリス経験論の萌芽を含みつつも、なお十分な開花に至っていない。従つて「では、それにも拘らず若きロックにかゝる主張をなさしめたものは何か。」という問題が必然的に提起されてくるわけである。この問題は当然のことではあるが錯綜した幾つもの原因を含んでいるので、一義的解答はなし難いし、またそれを避けねばならないが、本稿においては比較的アプローチし易い角度から考えてみたい。

(b) 先に理性の展開する論証を支えるに足る形而上学＝存在論的基礎について触れたが、この本質と構造を考えることから始めよう。

ロックは「自然法論」の冒頭で次のように述べている。万物の創造主たる神がこの世界を支配していることは、我々が「自然の変らざる過程」を観察し、その合理的説明の必要性を認識すれば、直ちに明らかになる。即ち「天体が永遠の回転をくり返し、地球が確固として動かず、星が輝くのは、神がそう命じたからであり、荒れ狂う海洋を制し、あらゆる植物にその発芽と生育の仕方と時期を定めたのも神であり、あらゆる生物がその誕生と生存についての各々の法をもっていることは神の意志への服従によるものである。」それ故「独り人間のみが彼自身に適用されうるいかなる法からもまぬがれてこの世に現れる」と⁽¹⁵⁾いうことは、信じられないと。

こゝに彼の神学＝形而上学的見解の本質は要約されている。（そして彼はかくして人間に与えられた法を自然法と名付けるのである。）即ち万物の創造主たる神はその意志を貫徹するべく法を与えているという考え方、これこそがロックに自然法の存在を確信せしめ、またこの「自然法論」の思考全体を支え、規定してゆく思想的基体である。そして賢明なる読者はこのロックの短い表現の内にも、彼の思想的基体の特質の幾つかを——例えば創造主たる神の絶対的意志を強調すると共に、それをまた一方では法という極めてラショナルな形に置換していること、自然と人間を異質的なものとして対立させず、人間を自然の一環として捉えていることなどを——見逃しはしないであろう。これらについては暫くおくとして、このようなロック思想の存在論的基盤は、後年に至るまでその構成要素をほとんど変えてはいないが、その構造は彼の思想が成熟していくにつれて、次第に近代的に整序されていくのであるが、初期にあつては、この存在論的前提が大きく位置をしめて、ロックの先に指摘した如きロックの経験論的認識方法の提議にも拘らず、論証全体をむしろスコラスティックなものにしている。

さてこのようなロックの神学的見解は、一方においてキリスト教神学の歴史と当時の神学的諸問題という角度から検討されなければならないと同時に、当時のイギリス社会の提起していた諸問題や、更にはイギリス史・ヨーロッパ史の課題という視角からも考察されねばならない。

換言すれば、一方においてそれはロックのキリスト教信仰の実体とか彼の神学的教義の系譜にかゝわる問題であると同時に、他方彼の社会観、つまり彼が当時のイギリス社会なりヨーロッパ社会なりから何を問題として受けとり、それをどう考えていたかということにもかゝわる問題であるということである。

このようにしてロックの「自然法論」において展開された認識論の含む問題の解明は、少くとも彼の当時置かれていた問題状況なり問題意識なりの検討をも必要とすることが明らかになった。そこで「自然法論」の他の問題について論ずる前に、暫く若きロックの問題状況および問題意識についての若干の検討を試みよう。

註 (1) 「自然法論」の執筆開始の時期は確定せられていないが、恐らく王政復古 (1660年) 前後と考えられている。しかしすべてが書き上げられた時期は、最後の論文で判明する。というのは1663年末ロックは翌年のオクスフォードのクライストチャーチ (Christ Church) の道徳哲学教務監 (Censor of Moral Philosophy) に任命され、1664年末任期が終るに当たって行つ

た告別演説がこの最後の論文であるから。なお各論文のタイトルは次の如くである。(英訳はライデンに従つた。なおガフの英訳もあるが相異点はオー論文に 'given to us' がないだけである。)

1. An detur Morum Regula sive Lex Naturae? Affirmatur
Is there a Rule of Morals, or Law of Nature, given to us? Yes
2. An Lex Naturae sit Lumine Naturae cognoscibilis? Affirmatur
Can the Law of Nature be known by the Light of Nature? Yes
3. An Lex Naturae Hominum Animis inscribatur? Negatur
Is the Law of Nature inscribed in the Minds of Men? No
4. An Ratio per Res a Sensibus haustas pervenire potest in
Cognitionem Legis Naturae? Affirmatur
Can Reason attain to the Knowledge of Natural Law through
Sense-experience? Yes
5. An Lex Naturae cognosci potest ex Hominum Consensu? Negatur
Can the Law of Nature be known from the General Consent
of Men? No
6. An Lex Naturae Homines obligat? Affirmatur
Are Men bound by the Law of Nature? Yes
7. An Obligatio Legis Naturae sit Perpetua et Universalis? Affirmatur
Is the Binding Force of the Law of Nature Perpetual and
Universal? Yes
8. An Privata cujusque Utilitas sit Fundamentum Legis Naturae?
Negatur
Is every Man's own Interest the Basis of the Law of Nature? No
9. Oratio Censoria Funebris 1664, An secundum Naturam Quisquam
potest esse Faelix in hac Vita? Negatur
Censor's Valedictory Speech 1664, Can Anyone by Nature be Happy
in this Life? No

この他右の二番目と三番目、四番目と五番目、六番目と七番目の間に、夫々次の様なタイトル丈が記されている。

- An lex naturae per traditionem nobis innotescat? Negatur
Does the law of nature become known to us through tradition? No
- An ex inclinatione hominum naturali potest cognosci lex naturae?
Negatur
Can the law of nature be known from man's natural inclination? No
- An lex naturae obliget bruta? Negatur

Are animals bound by the law of nature? No

- 注 (2) この分け方はあくまでも便宜的なものであることは言うまでもない。本文にも書いたように「主として」という但し書をつけてのことである。あるいは表現を変えて「自然法論」における主要な論議はその認識およびその拘束力の問題に関するものと云つてもよい。
- (3) 本稿60頁以降参照
- (4) *lumen naturae* あるいは *the light of nature* という言葉は17世紀の多くの思想家の使用している言葉であり、これは屢々 *lumen rationis* あるいは *the light of reason* と等置される。しかしそれぞれの思想家における個々の意味も擔つているので注意せねばならない。
- (5) *Essays on the Law of Nature* (以下 *Essays* と略す) p.122
- (6) *Essays* p.146
- (7) ロックは『一論』の最初で、人間の論証能力としての理性と法と等置される理性 (例えば *recta ratio*) とを区別している。cf. *Essays* p.110
- (8) 感覚経験と理性によつて自然法が認識し得るとして、自然法の問題を論じた思想家で、ロックが直接影響をうけた人として、ライデンはカルヴェウエル (*Culverwel, Nathanael* d.1651?) をあげる。彼の著作 '*An Elegant and Learned Discourse of the Light of Nature, ……*' (1652) においては、右の如き自然法認識がのべられているが、重要な相異点は彼が自然法が人々の同意からも知られ得るとしたことにある。Cf. *Leyden's Introduction to Locke's Essays* (以下 *Leyden* と略す), pp.39~42, *Stephen, L. and Lee, S. eds. : The Dictionary of National Biography* vol. V, pp.288~89
- (9) というのは自然法を生得的なものとして認めている所が数箇所あるからである。即ち『一・二論』でそれぞれ一箇所 (pp.116 & 122)、また『四論』では保留をつけながらもこれを認めているところが一箇所ある。(p.154) なおライデンによると「『一論』の原形においてはロックが人類が異口同音に受け入れているある道德律があること、従つてそれが生来人間の心に書き込まれていることを述べているが、それが後に彼によつて削除された」とある。(Cf. *Leyden*, p.42 n.1 および本稿65頁以降参照)
- (10) *Essays*, p.150 即ち「自然法論」においては「悟性論」において拒否せられた *All reasonings are ex praecognitis et praeconcessis*. というスコラの法則に従つて論証が始められる。(Cf. *Locke; An Essay concerning Human Understanding*, lv. vii. 8)
- (11) *Essays*, p.152
- (12) *Essays*, p.156

(13) こう考えれば、合理主義と経験論を一つのものとして矛盾なく考えられる。つまり「イギリス経験主義は17世紀の合理的精神の一つの表現である」と考えられる（太田可夫「自由と合理主義—17世紀のイギリス哲学の一研究」—橋論叢才24巻才6号所収参照）この合理主義と経験論を対立的要素としてのみ考えると右のような17世紀イギリス経験論の根本性格をみおとして、ロックは経験論者か合理主義者かという問題の立て方になつてしまふ。（Cf. Aaron, op. cit. pp. 9~10）

(14) 本稿才二第註(9)参照

(15) Essays, p. 108

(16) ロックはこの他、かゝる神の名称として、ストア学派、例えばセネカの *unum bonum* あるいは *recta ratio* をあげている。こゝでロックがストア学派に言及していることは、彼の自然法についての考え方、あるいは思考一般の方法を考える上で興味がある。 Cf. Essays, pp. 108~10

(17) この過程はもとより神学自体の自己運動のそれではない。それは彼の全思想の変化・発展に対応しながら、また広くみればイギリス社会の経験と理論の深化に照応しながら進んでいく。そしてこの神学の世俗化、あるいは神の人間化といわれる過程の行きつくところは例えば「神はそれ（宇宙）を創造し始動するのに手を下されるだけで十分だった」（バナール「歴史における科学」（みすゞ書房）Ⅱ 282頁）とする ニュートンの考えに現わされている。

(2)

ロックが将来何を問題として意識していたかを把握するために、まず我々は「自然法論」の才五論文について少しく検討してみなければならぬと考える。この論文はその標題の示す如く、自然的・実定的⁽¹⁾の執れを問わず人間の同意によつては、自然法の認識が得られないということを主張しようとするものである。しかし疑問に思われるのは、何故こゝで自然法認識の問題と関連して同意の問題が問われねばならないのか、ということである。ロックは先に述べた如く、認識を得る方途を啓示以外に三つ示した。ロックがそう考えているとすれば、当然こゝでは同意とそれらの方途の⁽²⁾連関について語らねばならない。しかし彼はそれについては何事も述べていない。従つて方法的関連を問う角度からの追求は少くとも表面的には不可能となる。けれども彼の発想については納得いく説明が記されている。彼は云う「『人民の声は神の声』（*Vox populi vox Dei*）我々はこの格言がいかに疑わしく、誤りに充ちたものであるかを……極

めて不幸な教訓⁽³⁾によつて学んだ。」「我々があたかも人民の声が神の伝令使であるかの如く、この声に耳をかたむけたとしても、我々は神の存在を信じることは困難であろう。何故ならかくもいまわしく、かくも邪悪な、かくもすべて神の法と正義に反したものがあるうか。それ故我々は寺院からの掠奪、無謀悪行の数々、法の侵犯、王国の打倒等について聞かされてきたのである。⁽⁴⁾」と。即ちこゝでのロックの発想はイギリス革命(1640—1660)中の若い彼の体験に基づき、人民の声＝同意は決して神の声＝自然法でないことを明らかならしめるところにある。ロックの才五論文における論証の詳細なる検討は本稿の課題の外にあるが、彼は多くの著作を引用・参照しながら、時間的・空間的に人間に行つた同意の例証を挙げて、それらがいかに便宜的であり、多種多様であるかを示すことによつて、人間相互間の同意に対する不信の念を表明している。そこでロックのこの論文で行つている論証が仮に理解されたとしよう。そうすると、本節の初めに提出した同意と認識の方法との関係はどう考えられるであろうか。

「人間悟性論」においては、周知の如く生得性原理の否定に主力が注がれて(少くとも才一巻・才二巻では)、同意の問題は「自然法論」におけるほど重要な地位を占めてはいないが、この「悟性論」の中では、ロックは判つきりと「幾つかの道徳律は道徳の眞の根拠を知りもせず、また認めもせず、人類から非常に一般的是認⁽⁵⁾(general approbation)を受けうるものであることを、認めねばならぬと思う。」と述べている。この変化の原因を解く鍵の一つは次のようなことの内に含まれていると考えられる。即ちロックはこの才五論文中で神観念について言及し、この観念を全く有しない人々の例としてソルダニア湾の住民(Soldaniae incolae)、ブラデルの人々(Brasiliae populi)をあげているが、これらは「悟性論」草稿B⁽⁶⁾および「悟性論」本論⁽⁷⁾においても神観念を有しない例として用いられている。しかしこれらの例証によつて明らかにせんとしている主題は才五論文と「悟性論」とでは異つている。即ち前者の場合には、神についての考え方が異なることから、人間の同意の多種多様性を示さんとし、⁽⁸⁾後者にあつては神観念の生得性の否定を示すことを目的とする。神観念というロックにとつては基本的な観念についての例証が、この様に異つて用いられていることは、我々の問題解明に何らかの光を投げかけないであろうか。私は少ない証拠で多くを語る無謀を懼れつゝも、初期ロックの理論的対立物は、生得性原理よりも同意理論であり、生得性原理は発生的にはむしろ同意の問題の系として意識されてきたのではあるまいかと考える。というのは彼が「極め

て不幸な教訓」とよんだイギリス革命においては、ピアリタン達は「自然の神によつて人間の本性に植えつけられ、刻み込まれた」⁽⁹⁾自然法を基にして、人民の同意の正当性を主張したのであつた。⁽¹⁰⁾しかるに革命を法の侵犯とみたロックは、神の法たる自然法は同意によつては明らかにされないことを主張すると共に、その同意の根據になつている自然法の生得性を論破せんとしたのではないであろうか。この発想の経過、あるいはインテンションの強弱が、生得性否定に真正面から用いられれば、大きな力を発揮するであろう証拠を、むしろ同意の問題に関連して使わしめたのではないであろうか。従つてまたかゝる事情が、生得性否定の論証の脆弱さの一つの原因としても、考えられるであろう。

さてこの様な推論に依つて、我々は若きロックの問題状況および問題意識について漠然とした形においてはあつたが、幾分か理解を持ち得たわけであるが、これを深化するために「自然法論」から一応目を放して、この時期のロックについて他の視角から眺めてみよう。そこで1660年秋から61年にかけて執筆されたと考えられる「世俗権力」⁽¹¹⁾に関する英語の小論文に、考察の出発点をおこう。この論文はノン・コンフオミストのバグショウ (Bagshaw, Edward) ⁽¹²⁾の匿名のパンフレットに込める目的をもつたものである。この中でロックは「如何なる宗教事項も俗権の干渉を受けない。」とするバグショウの見解を駁して、当時(王政復古後)の情勢を「些細な、せいぜい非本質的ではないこと⁽¹³⁾の争い」とみて、この争いによつて実質的な平和・安定を再び危うくすることのないようとの立場から論を進め、次の諸点を主張する。オ一に神の意志は啓示以外にも、つまり自然法によつても示され、これは人間理性によつて明らかにされる。オ二にこの神の意志によれば、人類は「自然の光と彼等自身の便益によつて諸法と統治が必要であるよう訓育され」ているが、その為には不可避免的に一切の自由を俗権に委ねなければならない。何故なら「自分を自由に処理する権利を保留し、十分な自由を意のままに出来る人間が他の命令に従わねばならぬのは、さもなくば不可能である」からに他ならない。オ三にかくして俗権は宗教上の非本質事項の一切の命令・決定権⁽¹⁴⁾を握るに至る。

以上の如きバグショウに対する反論・自己主張を通じて、ロックは自然法概念を持ち出し、しかもそれによつてバグショウの分離派の見解を論破せんとしているのである。即ちこの時期のロックは、聖俗分離を主張してすべてを聖書就中新約に訴え、政治問題についての福音の沈黙に支えられて社会問題については生得的な自然法に全面的に依據せんとしたピュアリタン(特にその左派)⁽¹⁵⁾に反対し、自然法を人間の聖俗すべての生活を支配するものとし、それに

前述の如き意味を持たしめているのである。そしてこの論文の全体の調子は何人もいうように絶対主義的な傾斜を示して、ホッブスとの類似を思わせる⁽¹⁶⁾。しかしここで注意しなければいけないのは、前述のロックの引用からも想像されるようにこれらのロックの主張を内側から支えているゲミュートは、平和への欲求に根ざしているということである。

若きロックは屢々強調されるビュアリタンの教育・雰囲気にも拘らず⁽¹⁷⁾、先にも簡単に触れた様に、イギリス革命に対する態度は決して賛同的ではなかつた。それはまた唯単に革命のもたらした騒乱・行き過ぎを嫌悪するに留まらず、熱狂⁽¹⁸⁾に対するに理性的思考をおき、騒乱に対するに平和・平穏を追求した。

もとより、かゝるロックの願望がどのようにして形造られてきたかという問題や、革命末期あるいは王政復古前後に平和・安定を望んだことは社会的に如何なる意味をもつのかという疑問は別途に考察されねばならないが、この時期にロックが争いを避け、平和・安定を心から願い、この故にこそ復辟したチャールズの政権を歓迎し、またその政権に前述の如き絶対的な権力を与えんとしたのだ⁽¹⁹⁾ということはともかく我々の理解するところとなるのである。

しかし以上の事柄だけでは、絶対主義的政治権力論を主張したロックの心情ないし問題意識^{ケルン}の核となつたものは理解出来たにしても、その心情なり、意識なりを自然法といういわば伝統的思想のジャンルを用いてそれらを高め、右の如き主張をそれによつてなした理由は依然として理解出来ない。この事情を説明する手懸りは、ロックの大学時代以来の諸研究、特に自然法思想研究⁽²⁰⁾（これは古典古代から17世紀に至る主要な自然法思想家の代表的著作を網羅している）および近代自然哲学研究（これには医学・化学の研究、ロバート・ボイル（Robert Boyle）を中心とするインヴィズイブル・カレッジ（Invisible College）⁽²¹⁾の人々との交友を含む）の状況の検討にある。殊に後者の研究は、前者の研究をまさに近代的なものとらしめた一原因としても、また広くは自然科学と人文・社会科学の思想的交流の問題を提示するものとしても興味深いものがある。

かくして幼・少・青年時代の多くを革命の「嵐」⁽²²⁾の中で過したロックは、その体験と思考を通じて精神の平穏・社会の平和を理性的仕方⁽²³⁾で考えるようになった。そしてその為に当時の一中心課題である信仰と世俗権力の問題を俗権に強力な権力を付与するという形で解決せんとし、この主張の具体化に、大学時代以来の諸研究によつて支えられた自然法概念を使用した。従つて少くともこの自然法概念は論争の武器として用いられ始めた当初においては、革命に対するアンチ・テーゼとして出発したわけで、その意味で自然法を人間の社会＝政

治生活についての人間に生得的掟と考え、これによつて人民の同意を支配の基礎として主張するピュアリタンの理論に対決せざるを得なかつたのである。そしてその世俗権力論を展開していく過程で自然法に含まれた諸問題を次々に意識し、これを詳細に研究し始めた。従つてこの課題の提起された状況に照応して、「自然法論」は前節において述べた如き諸特質を必然的に擔つたのである。

しかしこのようなロックに絶対主義的政治権力を主張せしめた問題状況はその後急速な変化をみせてくる。基本的な変化は復古したチャールズ政府がロックのあれ程の期待にも拘らず、またチャールズ自身の「ブレダの宣言」にも拘らず特に宗教問題についての「クラレンドン法典」の通過を中心にして、急速な反動化を示し始めることにある。これに対応してロックのおかれていた問題状況および彼の問題意識にも変化が当然現われてくる。そしてそれはまず最も現実的課題たる宗教寛容論に現われ、1667年の「宗教的寛容に関するエッセイ」⁽²⁴⁾に結実する。⁽²⁵⁾

しかし、この変化の過程に関する議論は他日の課題にゆづり、このことを念頭において再び「自然法論」の問題に戻り、残された自然法の拘束力に関するロックの所説を若干検討してこの小論を終ろう。

註 (1) ロックがオ五論文で行っている同意の分類は左のようである。

$$\text{consensus hominum} \left\{ \begin{array}{l} \text{positivus} \left\{ \begin{array}{l} \text{ex pacto tacito} \\ \text{ex pacto expresse} \end{array} \right. \\ \text{naturalis} \left\{ \begin{array}{l} \text{morum sive actionum} \\ \text{opinionum} \\ \text{principiorum} \end{array} \right. \end{array} \right.$$

(2) しかしオ三論文では自然法の生得性否定の問題に関連して「自然に合致して生きている」といわれている原始的種族が、「新・旧両世界の歴史や旅行記をみれば」明らかに自然法に反していることを述べて、生得性の主張と同意の妥当性の主張とが関連していることを示唆している。従つて、このオ五論文で、この方法的関連を問はないのは、あるいはロックにとつて当然のことであつたとも想像される。cf. *Essays*, pp. 138~40.

なお旅行記についてはオ四論文においてもふれている。cf. *Essays*, p. 154.

(3) 云う迄もなくイギリス革命 (1640~60) を指している。

(4) *Essays*, p. 160.

(5) Locke, *An Essay concerning Human Understanding*, I. III. 6

(6) cf. *An Essay concerning the Understanding, Knowledge, Opinion, and Assent*, (ed. by B. Rand, Harvard, 1931.) p. 22

註 (7) cf. Locke, An Essay concerning Human Understanding, I. IV. 8

なお神観念だけでなく彼の理論と民俗誌的見解の関係については、鈴木秀勇「ジョン・ロックと民俗記」(一橋大学創立80周年記念論集上巻所収)参照

(8) 註(2)においても言及したように、ロックは才四論文でも旅行記にふれ、神観念を全く持たない人々について僅かに述べているが、才五論文におけるような詳細な検討は行われていない。

(9) Woodhouse, A. S. P. (ed): Puritanism and Liberty, (Lond, 1938 repr. 1950) p. 187

(10) これに関してはウッドハウスの前掲書および井上氏の前掲論文(特にV)を参照

(11) そのタイトルは 'Question: whether the Civil Magistrate may lawfully impose and determine the use of indifferent things in reference to Religious Worship?' であり、これは本文が1660年12月11日までに出来上り、序文は61年5月8日以後に書かれた。(cf. Leyden, pp. 23~4) これは頁数36頁の小論文であるが、我が国で序文のごく一部(King, P.: The Life and Letters of John Locke, with extracts from his journals and common-place book, Lond. 1829, new ed. 1930 pp. 7~8)と本文のうちの prepositions (Gough, J. W.: John Lock's Political Philosophy pp. 179~80) 以外は殆ど知ることが出来ない。なおここでいう civil magistrate は「ある社会の至高の立法権」を意味している。(cf. Gough; ibid. p. 180)

(12) The Great Question Concerning Things Indifferent in Religious Worship, 1660 なおロックおよびバツグシヨウが indifferent things といつているものは宗教信仰についての些末の事項、例えばその会合の場所・時間・様式等の事柄をさしている。(cf. Leyden, p. 25, n. 3.) しかしロックにおいては次第に意味が広げられて道徳上善でも悪でもないこと、つまり自然法の命じ、あるいは禁じていないものを意味するようになる。(cf. Gough; ibid. p. 182, n. 1) なお O. F. D では indifferent の使用例を1563年および1576年に求めているが、これはストア学派において外的善なる意味をもつ *adiapora* に起源を有するものである。日本語では「無差別」「非本質」「些末」等と訳されている。ロックにおいてこの概念が重要であるのは、これが彼の宗教的寛容論と密接な関連を有するからである。

(13) King: op. cit. p. 7

(14) Gough: ibid. pp. 179~80

(15) 井上氏前掲論文(特に38頁)参照

- (16) cf. Gough, *ibid.* p. 180 & Cranston, *op. cit.* ロックがホツブスを研究していたことは「自然法論」の内容からみてもいえる。ライデンは述べている (cf. Leyden, pp. 37~38) が、同じような結論を1660年前後に両者が抱いていたことと、両者の理論的出発点の明瞭な差異とは混同されてはならない。
- (17) ロックの幼・少・青年時代におけるピュアリタンの雰囲気・教育に関してあげられる事柄は、革命軍に参加した父親、ロックが入学した当時のオクスフォードのクライスト・チャーチの学部長であり、後に同大学総長になつたオウエン (Owen, John)、あるいは父親の上役・上官であつたポハム (Popham, Alexander) 等の影響の問題である。しかし彼が同時に王党派の人々とも交つていたことも考慮に入れねばならぬし、またその影響についてはロックの方での受け取り方も考えねばならぬであろう。Cf. Aaron, *op. cit.* pp. 3~5, Bourne, *op. cit.* pp. 10~11, 12, 13~15, 25
- (18) これを最も雄弁に物語るエビデンスは次のことであろう。即ち1654年対オランダ戦争の終結の際、オウエンによつて編集された祝賀の詩集のなかに、ロックはラテン語の短詩と英語の長詩をよせているが、それらはいづれも平和の絶対的讃美をうたいあげているのみで、この詩集の他の詩にくらべて著しくクロムウエル礼讃に欠けている。この二つの詩は次に印刷されている。Bourne, *ibid.* pp. 50~12
- (19) ロックが1660年—61年の冬に執筆したと考えられるラテン語の小論文 (頁数18頁) があり、これをライデンは先にあげた英語の世俗権力論と一つのセットをなすものとみているが、本稿ではこれについての論述は避けた。そのタイトルは 'An Magistratus Civilis possit res adiaphoras in divini cultus ritus asciscere, eosque populo imponere? Aff.' であり、これは我が国においては全く見られず、現在のところライデン (重要な術語はラテン語で記されている) およびガフの説明に従うより他にない。Cf. Leyden, pp. 22~4, 27~29, Gough, *ibid.* pp. 181~82 唯注意すべきはこのラテン語論文では、ライデンによると、俗権の命令に対しては判断の自由が人々に保留せられ得ることを述べている。ことである。なお、ライデンはこれら二つの小論文によつて提起された諸問題——もとよりその中心は自然法論である——が「自然法論」においてより理論的に詳細に研究されたと考えている。
- (20) ライデンが「自然法論」のソースイズ (sources) としてあげたものは、Aristotle, Cicero, St. Th. Aquinas, R. Hooker, Suarez, J. Selden, Hobbes, Sharrock, Pufendorf, Culverwel, R. Sanderson の主要著作、およびローマ法、教会法等である。特にライデンが詳述しているのは Sanderson と

Culverwel である。cf. Leyden, pp.30-43

(21) Cf. Leyden, p.19, 20, Aaron, op. cit. pp.12-4

(22) この点からみれば近代自然法は、近代自然哲学＝自然科学のうち建てた宇宙像を自己の思想体系のうちに組み入れて、初めて近代思想となるわけである。近代自然哲学のメカニカルな、アトミスティックな自然観は、自然法思想を含めた社会思想に大きな影響を与えたが、この影響の問題を精密にトレースすることは近代思想解明のための興味ある重大な課題の一つであろう。その意味でロックとボイル、ロックとニュートンの思想的交流が問題となってくる。

(23) ロックはこう云っている。「私はこの世に生をうけるや否や自分を一つの嵐のうちに見出したのである。この嵐はほとんど最近まで続いたものであつて、それ故私は最大の喜びと満足をもつて、平穩に近かつかんと思わざるを得ない」(前述の「世俗権力」についての英語論文の序文、King; op. cit. p.7)

(24) *An Essay concerning Toleration*, これはロックの生存中刊行されず、ブーンによつてそのマニュスクリプトの写しの一つが印刷され、(Bourne: op. cit. pp.174-94) さらにガフによつて元のマニュスクリプトとの照合がなされ、追加・訂正の部分が示された。(Gough: ibid. pp.197-199)

(25) ロックの1661年と記された *commonplace-book* には「僧権」(Sacerdos)「教会」(Ecclesia) と題された二つの記載事項が含まれているが、これによると彼は当時既に宗教的寛容に関する基本的観点を有していたと理解される。しかし本稿において述べてきたことからするとこの激変は統一的理解出来ないことになる。cf. King: op. cit. pp.286-91, 295-96, Gough, ibid. pp.184-85

(3)

前節で述べたように、ロックは王政復古前後にまず極めてトピカルな宗教信仰と政治権力の問題についての論争に身を投ずることによつて、問題を次々に意識し、彼個有の自然法概念を用いることによつて、俗権に絶対主義的権力を付与せんとした。そしてこの俗権の権力を妥当化するために、自然法の拘束力の起源を神の意志におき、人間の神の意志への絶対的服従を強調すると共に、そのことによつて俗権に対する服従も正当化しようとした。このような法の拘束力についての主意説 (voluntarism) 的見解は「自然法論」にも受けつがれている。彼はこの神の意志について「粘土(人間)が陶工(神)の意志に従うということ、また陶器がそれを作つたと同じ手によつてこわされ得るということ

を何人が否定するであろうか？」⁽¹⁾（括弧内筆者）と語つて、その恣意性を説明している。即ち創造主神は被造物たる人間に創造の権利（*jus naturae et creationis*）を有しており、神は意のままに人間を扱い、人間はそれに無条件で従わねばならない。周知の如く、この主意説＝名目論（*nominalism*）は、このような神の意志の絶対性・恣意性を強調することによつて、かえつて神と人間の断絶を主張し、論理の世俗化を推進する結果となり、もつて近代的思惟の発展に拍車をかけるのであるが、ロックがこのような主意説に拘束力論の出発点をおいたことは、後の彼の思想の発展と思ひ合わせると興味深い。何故なら、この主意説による神と人間との断絶があつて、初めて人間の側からする自律的な神の意志への接近が試みられ得るのである。⁽²⁾従つてロックが同じような絶対主義的主張をなしたにしても、それがトマス的な主知説（*intellectualism*）＝実念論（*realism*）に基礎をおいていたとしたら、彼の思想は近代的課題を擔つて発展することは不可能であつたろう。「自然法論」の特に前半にみられるトマスの陳述は、かゝる彼の出発点の理解の上に立つて、検討されねばならない。

以上略述した如く、ロックは自然法の拘束力の起源、即ち何故自然法に人間は従はねばならぬかという問題を主意説的見解をもつて説明したが、それだけで終つてゐるわけではない。ロックにとつてのもう一つの重要課題はそのような神の意志をどのようにして人間は促え得るかということである。神は恣意的である、人間にはその意志ははかり知ることが出来ない、として人間の側からする追求を抛棄するにはもう近代的人間は成長しすぎていたし、またそれではビュアリタニズムに対する自己主張にはなり難かつた。そこでロックは一方において法の究極にあるものを神の意志とみると同時に、当初からその法は人間の理性によつて知ることが出来るとの主張をしていたことは、前述の「世俗権力論」からしても明らかであり、「自然法論」においても初めからこの二つの主張が同時に含まれていたことは、次のようなロックの自然法の定義に徴しても明らかである。即ち「この自然法は自然の光によつて識別し得る神の意志の命令として、また何が合理的自然（*natura rationalis*）に一致しているか、いないかを指示するものとして、またこの故に命令し、禁止するものとして記述される。」⁽³⁾彼は才一論文においてアリストテレスを援用しながら、人間の理性によつて自然法が明らかにされるのみならず、人間は必然的に理性の明らかにしたことを行わねばならぬようになつてゐると主張するが、これはさらに自然法の拘束力が永久にして普遍的なることを論ずる才七論文において、詳細に述べられる。彼はこゝで次のように述べている。「自然法と人間の本性との間には

convenientia が存在する。現在理性にとつて正しいものは、それが合理的である限りは永久に正しい。同一の理性は同一の道徳律を明らかにする。それ故すべての人間が本来合理的であり、また自然法と人間の合理的本性との間に convenientia が存在し、この convenientia が自然の光によつて認識され得るが故に、理性を神から与えられたすべての人間は道徳的にこの法に拘束される。(中略) この法は不安定な、変化する意志に基づくものではなくして、事物の永久的な秩序に基づくのである。(中略) 実際、人間であれば神を愛し崇め、また人間の合理的本性に適しい他の事柄を履行するよう拘束されているという事は、人間の本性から必然的に導き出される、と私には思える。丁度、三角形であれば、その内角の和が二直角になるという事が、三角形の性質から導き出されるのと同様に⁽⁴⁾このようにしてロックは神の意志たる自然法と人間の本性との間に コンヴェニエンティア (ライデンはこれを harmony, conformity と英訳している) を設定することによつて、人間の本性から必然的に人間のなすべきこと＝自然法が明らかにされるのみならず、不可避免的に拘束されることを主張している。かくて人間の倫理は神の恣意性からとき放たれ、人間本性の自律的活動によつて発見されるのである。こゝに後年のロックが熱心に追求した論証可能な倫理 (demonstrative ethics) についての最初の論述があることは云うまでもないが、それと共にこれはかの グロティウスの有名な命題「たとえ神が存在しなくとも、自然法はその効力を失わぬであらう」を十分想起させるものがある。

ロックの法の拘束力についての見解には、このように伝統的な二つの見解——主知説と主意説——が混在している。混在しているという表現は不正確かもしれない。というのは両者の比重は、「自然法論」の前半と後半とでは変化をみせ、後半においては主知説的見解が先にみた如く詳細に述べられるのである。この事情は極く一般的に云えば「オ16世紀とオ17世紀との交に生じた自然法の再生は『唯名論的』または『主意論的』な法理論の排斥を本旨とするものである⁽⁵⁾」と表現出来よう。

しかしロックについて考える場合は云うまでもなくそれだけでは十分ではない。というより少くとも彼の場合主意説的見解は排斥されたというより、前述の如く法の拘束力の源にあり、主知説的見解の近代化の基礎を形造つていのである。従つてこの事情は主意説より主知説への変化・転換と表現されるより、むしろ法意識の近代化、あるいは道徳の人間の＝合理的の把握の一過程とでも表現した方が適當かもしれない。⁽⁶⁾しかもこのような変化あるいは傾向は拘束力に

関する見解だけに限定されず、例えば自己保存ないしは自己の利益についての考えも、(才四論文では積極的な形ではとり上げられていないが) 才八論文では各人の利益が自然法の基礎たり得ないことを主張しつつも、⁽⁷⁾「個人的財産を最も強力に保護するのは自然法⁽⁸⁾」であり、この法の遵守がそのような結果をもたらすことを強調して、既にロック的快樂主義の片鱗を示している。⁽⁹⁾そしてこの傾向は恐らく基本的には前節末に触れた変化に関連あるだろうと、私は考えている。

最後に敢て蛇足と反復を懼れず、結語めいたことを述べるならば、ロックはその問題状況と問題意識よりしてまず世俗権力と宗教信仰の関連を問わんとし、安定を求めるところから、絶対主義的権力を世俗権力に与えた。そしてその論証に自然法概念を用いたが、その自然法概念について詳細なる検討を加えたものがこの「自然法論」である。この論証の過程の中で後年のロックの重要課題の多くが自覚されていくが、その中でも自然法の認識に関する問題とその拘束力の問題が、この論文の中心テーマになっている。認識論についてはイギリス経験論の基本的立場が示されているが、彼の学問的未成熟の故もあつて、むしろ認識の問題が何故問われねばならなかつたかといういわば問題意識につながる同意の問題が、後年の理論に比較すると前面に出てきている。拘束力論では、論文の前半では主意説が強調されるが、後半においては神の意志＝自然法＝道德への人間の側よりする接近が試みられている。これは彼の64年以降における理論の発展をある程度予測させるものがある。

このように若きロックの自然法思想は極めてトピカルな問題に出発点を有しつつ、それを神の人間に与えた道德と考えることによつて、人間の全生活を支配する根元となり、彼のすべての理論の基礎となつたのである。しかしこれから後ロックの理論の成熟化に伴つて、若きロックにあつては自然法理論の内に含まれていた諸課題が、一つ一つ次第に分岐し、学問的に整理され理論化されて、経験論的認識論となり、市民社会的政治論となり、合理主義的道德哲学その他となつていき、自然法論それ自体はなくなり、むしろ自然法思想としてすべてのロック理論の礎石を形成することになるのである。

註 (1) Essays, p.156

(2) この断絶の「統治論」における意味と機能については鈴木秀男「ジョン・ロックの政治哲学における『同意理論』」(一橋論叢才32巻才5号所収)参照

- (3) Essays, p.110
- (4) Essays, p.198
- (5) ダントレーヴ、前掲書106頁
- (6) 人間の生具の諸能力によつて神の法を認識するということは、たしかに近代的な思考であるが、その能力が神の意志との コンヴェニエンティア の下に行使されるということは、ニュートン の設けた「神の眠き穴」の如きものとも考えられる。またロックは万人がそれらの能力をもち、それによつて自然法を知り得るということは、万人がそれを知るということと同じでないとして、人民の多数を相手にすべきではなく、ほかの人より分別があつて知力のあるもののみを対象とすべきだといっている。(cf. Essay, p.114) これらの点からもロックの目指す近代の意味を検討する必要がある。
- (7) 前掲「自然法論」の各標題中、オ八論文のそれを参照
- (8) Essays, p.206
- (9) ロック的快樂主義の本質は感覺的な快樂主義と合理主義的倫理とのせつちゆうである。換言すればキリスト教的快樂主義とも云える。それはともかくロックの快樂主義的要素はガツサンデイの影響の下に生まれてきたと考えられ、彼の影響は早くて1660年の末、本格的にはロックのフランス旅行(1675~79)以後とされているが、少くともその内在的ジャーームは「自然法論」のうちにありと考へられる。
- (10) この傾向、つまり自然法を内面的に道德化していくことはロックのみならず、イギリス自然法思想の貢獻と特質とされ、プーフェンドルフ に始まる近代ドイツ自然法思想の外面的に法的性格を付与していくことと対比される。矢崎光圀「近世自然法と国家權力の問題」(日本法哲学会編「法と国家權力」I 所収)119頁以降参照

(1958年2月27日記)